

鹿兒島市通常業務優先区分表

令和5年5月改訂

1. 通常業務優先区分表の目的

職員の一定割合が出勤できない場合においても、市民にとって必要な通常業務を継続して実施し、可能な限り市民サービスを維持するため、通常業務の優先区分を整理するものです。

ただし、「鹿児島市災害時業務継続及び受援計画」など、本市が策定する他の計画等において優先すべき業務が定められている場合は、他の計画等を優先します。

2. 通常業務優先区分表の対象範囲

市長事務部局、教育委員会（学校を除く。）、議会事務局、各行政委員会、4公営企業及び消防局としました。

3. 通常業務優先区分表策定に当たっての職員の被害想定

職員の概ね40%が登庁不可になる状況を想定しました。

4. 想定した被害時における各課の対応

想定した状況時における各課の対応を、以下の2つに分類しました。また、継続する業務については、現時点で考えられ得る対応方策をまとめました。

（内容については、令和5年5月1日現在の状況を記載しています。）

A：継続する業務

市民課窓口やごみ収集などの市民生活に密着した業務、水道水の供給等のライフラインに係る業務、自治体としての機能維持を図るための業務など

B：中断又は中止する業務

各種講座・教室や調査研究事業などのうち、緊急性が低い業務など

5. 継続するための具体的な対応策

業務を継続するにあたっては、課内における応援体制を基本に、勤務ローテーションの見直しのほか、会計年度任用職員（事務補助員）の配置や窓口数の縮小等により、対応することとしています。

鹿児島市通常業務優先区分表 個別票

目 次

| | | |
|---------------------|-------|-------------|
| 総 務 局 | | P 1~P 23 |
| 企 画 財 政 局 | | P 24~P 33 |
| 危 機 管 理 局 | | P 34~P 35 |
| 市 民 局 | | P 36~P 55 |
| 環 境 局 | | P 56~P 64 |
| 健 康 福 祉 局 | | P 65~P 97 |
| こ ども 未 来 局 | | P 98~P 103 |
| 産 業 局 | | P 104~P 114 |
| 観 光 交 流 局 | | P 115~P 120 |
| 建 設 局 | | P 121~P 139 |
| 会 計 管 理 室 | | P 140 |
| 市 立 病 院 | | P 141~P 155 |
| 交 通 局 | | P 156~P 160 |
| 水 道 局 | | P 161~P 172 |
| 船 舶 局 | | P 173~P 176 |
| 教 育 委 員 会 | | P 177~P 191 |
| 市 議 会 事 務 局 | | P 192~P 194 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | | P 195 |
| 監 査 事 務 局 | | P 196 |
| 公 平 委 員 会 事 務 局 | | P 197 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 | | P 198 |
| 消 防 局 | | P 199~P 206 |